

巻末資料

様々な関係機関の基本的な情報等を掲載しています。
サービス等については変更になる場合がありますので、最新情報は
添付のQRコードから【関連情報へリンク→舞鶴市寄りそい機関一覧冊子】を
クリックし、ご確認ください。



令和7年3月

保育所

保育所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
八雲保育園	624-0955	丸田27-1	82-0278	82-0302
やまもも保育園	625-0035	溝尻1106	62-0524	77-5433
市立中保育所	625-0087	余部下1063	62-0292	62-0292

幼稚園

幼稚園名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
池内幼稚園	624-0806	布敷120-3	75-1930	75-1971
倉梯幼稚園	625-0054	七条中町8-2	62-5224	62-5884
志楽幼稚園	625-0024	田中町39-1	64-3574	64-3594
ひばり幼稚園	625-0062	森1137-1	62-1157	64-0380
三鶴幼稚園	624-0841	引土282	75-1316	76-8886

幼保連携型認定こども園(認定こども園)

こども園名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
朝日幼稚園	625-0036	浜796	62-1874	62-7033
朝来幼稚園	625-0003	吉野499-3	63-3426	63-9055
永福こども園	624-0821	公文名63	75-4006	75-4016
岡田こども園	624-0102	志高70	60-2778	83-0878
さくらこども園	625-0054	七条中町8-20	62-6987	64-0993
シオン幼稚園	625-0036	浜40	62-1438	77-7251
昭光保育園	625-0036	浜211	63-4821	62-1535
相愛こども園	624-0923	魚屋234-1	75-1083	75-1233
平こども園	625-0132	中田440-1	68-0107	60-5860
橘幼稚園	625-0036	浜682	62-5168	62-5469
タンポポこども園	625-0026	泉源寺223	64-2762	64-2763
なかすじこども園	624-0821	公文名344	76-7122	76-7125
中舞鶴幼稚園	625-0083	余部上116-3	62-5166	62-5366
東山こども園	624-0906	倉谷961-1	76-7314	77-1668
舞鶴聖母幼稚園	624-0913	上安久381	75-1007	75-1078
森の子ら幼稚園	625-0066	丸山口町24	62-0740	————
ルンビニこども園	624-0929	寺内90	76-3703	76-4210
市立うみべのもりこども園	625-0036	浜2022	62-0464	62-0390
市立舞鶴こども園	624-0854	円満寺100-4	75-0525	75-0526

小・中学校

	学校名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
小 学 校	新舞鶴小学校	625-0035	溝尻1200-4	62-4643	62-4644
	三笠小学校	625-0060	桃山町15-1	62-0538	62-9523
	倉梯小学校	625-0052	行永291	62-0183	62-0284
	倉梯第二小学校	625-0052	行永7	63-5256	63-6491
	与保呂小学校	625-0074	与保呂48	62-0194	62-0300
	志楽小学校	625-0020	小倉60	62-4690	65-4145
	朝来小学校	625-0005	朝来中545-1	62-0813	65-3191
	大浦小学校	625-0133	平1583	68-0002	68-0007
	中舞鶴小学校	625-0083	余部上120	62-3656	62-3657
	明倫小学校	624-0855	北田辺128-1	75-1225	75-1226
	吉原小学校	624-0921	東吉原613	75-0334	78-2232
	余内小学校	624-0906	倉谷30	75-0379	75-0493
	池内小学校	624-0806	布敷120-1	75-1242	75-1266
	中筋小学校	624-0821	公文名490	75-0372	75-7126
	福井小学校	624-0946	下福井702-1	75-0539	78-2213
	高野小学校	624-0832	高野台1-1	75-0768	78-3050
	岡田小学校	624-0103	久田美930	82-0024	82-0384
	由良川小学校	624-0955	丸田74	82-0013	82-0353
中 学 校	青葉中学校	625-0052	行永1810	62-4612	63-9646
	白糸中学校	625-0036	浜840	62-3563	62-3564
	和田中学校	625-0085	和田640-4	62-0507	62-0544
	城南中学校	624-0823	京田30	75-0137	75-2351
	城北中学校	624-0853	南田辺128	75-0158	75-5184
	若浦中学校	625-0007	大波下18	64-0800	64-3901
	加佐中学校	624-0117	岡田由里20	83-0004	83-3201

児童養護施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
舞鶴学園	625-0026	泉源寺223	62-1315	62-2159
舞鶴双葉寮	625-0060	桃山町7-5	62-0122	66-2750

療育、行政機関等

	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
(※1)	京都府立 舞鶴こども療育センター	625-0052	行永2410番地37 (舞鶴医療センター南側隣接地)	63-4865	63-4867
	京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	620-0881	福知山市字堀小字内田1939-1	0773-22-3623	0773-22-3746
	京都府発達障害者 支援センター はばたき	612-8416	京都市伏見区竹田流池町120	075-644-6565	075-644-6567
	発達障害者中丹圏域 支援センター	620-0035	福知山市字内記100番地 ハピネスふくちやま 2階	0773-24-4439	0773-45-8585
	京都府立舞鶴支援学校 トータルサポートセンター	624-0812	堀4-1	78-3133	78-3135
	京都府中丹東保健所	624-0906	倉谷1350-23	75-0806	76-7746
(※2)	舞鶴こども発達支援施設 さくらんぼ園	625-0083	余部上821	64-5798	62-9171
(※3)	もくもくハウス	624-0814	万願寺97コーポ藤Ⅰ 101・102号	080-2412-5547	————
(※4)	にこにこ	625-0052	行永762-1	68-9070	68-9071
(※4)	もくもくケア	624-0814	万願寺97-14コーポ藤Ⅱ 102号	080-1442-4242	————
(※4)	ひだまり	625-0052	行永1792	68-9130	68-9131
(※4)	みらいポケットまいづる	624-0841	引土19-5 グランマーレせいほう 2階	78-3256	78-3258
(※4)	ぐるんぱ	625-0056	倉梯町18-4 ライフステージ広瀬倉梯1階	77-5552	77-5562
(※4)	どんぐりひろば	625-0083	余部上186 大橋医院 2階	77-5631	77-5641
(※4)	あいあい	624-0946	下福井2-10	75-9155	75-9157
(※4)	りんごの木	624-0903	天台33-22	080-2835-3194	————
(※5)	舞鶴市障害者 生活支援センター	625-0087	余部下1183-9	65-4100	62-9546
(※5)	地域生活支援センター みずなぎ	625-0014	鹿原772-1	64-3766	64-3658
(※5)	舞鶴市聴覚言語障害者 支援センター	625-0087	余部下1167 中総合会館内	64-3911	64-3912
(※5)	みらいコンパスまいづる	624-0841	引土19-5	78-3256	78-3258
	舞鶴市こども家庭センター	625-0087	余部下1167	68-9155	66-2140
	舞鶴市学校教育課	625-8555	北吸1044	66-1031	62-9897
	舞鶴市子育て応援課	〃	〃	66-1094	62-7957
	舞鶴市乳幼児教育センター	624-0854	円満寺100-4	68-9510	75-0526

※1 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・相談支援

※2 児童発達支援・保育所等訪問支援・相談支援

※3 放課後等デイサービス・相談支援

※4 放課後等デイサービス

※5 相談支援



発達支援関連施設

施設名	所在地	電話	どんなところ？
舞鶴こども発達支援施設 さくらんぼ園	余部上821	64-5798	成長や発達に支援が必要なこどもについて、週1回(午前か午後)、運動や社会性・コミュニケーション、認知などを内容とする療育を行います。また、保護者相談や学習会のほか、相談支援事業所・保育所等訪問支援事業所として取組を行います。
京都府立舞鶴支援学校 トータルサポートセンター	堀4-1	78-3133	学習面や生活面での困りごと・気になること、特別支援教育に係る相談を行っています。所属園・校の先生を通じて御連絡ください。 舞鶴医療センターに入院しているこどもの支援については、行永分校(63-6700)まで御連絡ください。
京都府立 舞鶴こども療育センター	行永2410番地37	63-4865	発達の遅れや身体に障害のあるこどもの療育施設で、府内唯一の肢体不自由児施設。医師やリハビリスタッフ等による診察と療育を行います。 ※医療施設のため、マイナンバーカードまたは資格確認書の提示と診察料が必要となります。
京都府 発達障害者支援センター 「はばたき」	京都市伏見区竹田 流池町120 (京都府精神保健福祉 総合センター内)	075-644-6565	発達障害(自閉症スペクトラム、注意欠陥/多動性障害、学習障害等)のある方とそのご家族が、地域のなかで安心してより豊かに生活できるように支援するセンターです。
中 丹 圏 域	福知山市 字内記100番地 ハビネス ふくちやま2階	0773-24-4439	中丹圏域(舞鶴市・綾部市・福知山市)の発達障害に関わる相談を受けています。 地域支援マネージャーとして、身近な相談機関である市町村や相談機関と協力して支援を行ったり、必要に応じてバックアップをするセンターです。
京都府中丹東保健所	倉谷1350-23	75-0806	子育ての悩み等に応じるため、相談員によるカウンセリングを行います。 また、指定難病および小児慢性特定疾病の医療や療養生活に関する窓口を担っています。

施設名		所在地	電話	どんなところ？
通級指導教室	新舞鶴小学校	溝尻1200-4	62-4643	言葉や情緒面に課題があったり、発達障害があったりする児童が通級。隔週または週1～2回、小集団・個別で学習します（45分程度）。他校から通級する場合は、保護者の付き添いが原則となります。
	倉梯小学校	行永291	64-0227	
	志楽小学校	小倉60	62-4690	
	明倫小学校	北田辺128-1	75-5562	
	余内小学校	倉谷30	75-0379	
	中筋小学校	公文名490	75-0372	
	青葉中学校	行永1810	62-4612	
	白米中学校	浜840	62-3563	
	城南中学校	京田30	75-0137	
	城北中学校	南田辺128	75-0158	
特別支援学校	京都府立舞鶴支援学校	堀4-1	78-3133	舞鶴市を校区として、小学部から高等部までの知的障害や肢体不自由などの障害のある児童・生徒が学ぶ総合的な特別支援学校です。行永分校には、小学部と中学部が設置されています。隣接の医療センターに入院、並びに舞鶴こども療育センターに入所の児童・生徒が学ぶ学校です。
	京都府立聾学校舞鶴分校	南田辺83	75-1094	聴覚に障害のある幼稚園、小学部のこどもが通学します。中学部、高等部は、府立聾学校（京都市右京区）にあります。分校内には、地域支援センター「京都府北部聴覚支援センター」があり、聞こえの教育相談や聴覚障害のある乳幼児、児童・生徒への支援を行います。
	京都府立盲学校	舞鶴分校は休校中です		見え方の教育相談や視覚障害のある乳幼児、児童・生徒への支援については、舞鶴支援学校トータルサポートセンターが対応します。
舞鶴市こども家庭センター	余部下1167	68-9155	乳幼児健康診査や相談事業を通じて、疾病や障害の早期発見に努めるとともに、発達面で支援が必要なこどもに対処して、あそびの教室や発達相談などを実施し、親子の支援を行います。	
舞鶴市乳幼児教育推進課	北吸1044	66-1009	保育所・認定こども園の入所・入園に関する相談と受付を行います。	
舞鶴市乳幼児教育センター	円満寺100-4	68-9510	家庭や地域、保育所・幼稚園・認定こども園等における0歳から就学前のこどもの乳幼児教育・発達支援に関してサポート、コーディネートしています。一人一人のこどもの健やかな成長・発達を目指し、園の保育者等への研修や園訪問などを行っています。	
舞鶴市子育て応援課	北吸1044	66-1094	国の制度に基づく各種手当や、障害者総合支援法に基づくサービスに関する窓口を担っています。	

舞鶴市における障害福祉サービス等について

障害者手帳の等級や条件により、サービスを受けられない場合がありますので、詳細については右記までお問い合わせください。

◎医師の診断書や意見書、身体障害者手帳または療育手帳の所持により、受けることができるサービスです。



1. 医療の給付について(④⑤の申請窓口は、京都府中丹東保健所)

	制 度	内 容
①	重度心身障害児の医療費の助成 (※身体障害者手帳または療育手帳が必要)	重度心身障害児が保険による医療を受けた場合、医療費の自己負担額(入院中の食事代等自己負担分を除く)を補助。(所得制限あり)
②	自立支援医療 (育成医療)	身体の機能障害を除去又は軽減し、日常生活や職業生活に適応するように改善する医療を指定の医療機関で受ける場合に医療費の一部を公費負担。(所得に応じて負担上限月額の設定あり)
③	自立支援医療 (精神通院)	指定医療機関へ精神障害の医療のために通院する場合、医療費の一部を公費負担。(所得に応じて負担上限月額の設定あり)
④	指定難病に対する医療	入院、通院等の医療系サービスに要する費用を公費負担。(所得に応じて負担上限月額の設定あり)
⑤	小児慢性特定疾病に対する医療	入院、通院に要する費用を給付。 (所得に応じて負担上限月額の設定あり)

2. 手当等について

	制 度	内 容
①	特別児童扶養手当	中度以上の障害のある20歳未満の在宅児童を養育する保護者へ支給(所得制限あり)。
②	障害児福祉手当	身体または知的に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給(所得制限あり)。
③	心身障害者扶養共済制度	心身障害児の保護者が加入して一定の掛金を納め、加入者が死亡又は重度障害になった場合、心身障害児に終身給付金を支給。

3. 補装具や日常生活用具の給付等について

日常生活の便宜を図るため、障害のある部分を補う用具（補装具）や日常生活用具を給付する。障害種別や手帳の等級により給付できるものは異なります。

	制 度	内 容
①	補装具	障害等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす、補聴器など）の購入や修理に係る費用を支給。市町村民税課税世帯のみ費用の1割を自己負担（所得に応じて負担上限月額あり）。
②	日常生活用具	日常生活の便宜を図るための用具（特殊マット、訓練イス、入浴補助用具、頭部保護帽、移動・移乗支援用具、電気式たん吸引器、点字器、紙おむつ、住宅改修など）を給付。市町村民税課税世帯のみ費用の1割を自己負担。

4. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳による各種の福祉サービスについて

（手帳の等級や条件により、受けられない場合があります。）

◆交通機関等の割引

	制 度	内 容
①	JR・丹鉄運賃の割引	5割引
②	タクシー運賃の割引	1割引
③	バス運賃の割引	5割引
④	航空運賃の割引	航空会社、路線により割引率が異なる
⑤	有料道路の通行料金の割引	5割引

◆税の控除

	制 度	内 容
①	所得税	障害者控除（一人につき所得控除27万円） 特別障害者控除（一人につき所得控除40万円）
②	住民税	障害者控除（一人につき所得控除26万円） 特別障害者控除（一人につき所得控除30万円） 前年の合計所得金額が135万円以下の障害者は非課税
③	自動車税、自動車取得税	障害児のために使用する自家用自動車（障害児1人1台）の減免

◆各種料金の減免

	制 度	内 容
①	NHK放送受信料	非課税世帯は全額免除
②	104無料番号案内	無料案内
③	施設利用料	入館料・使用料の割引
④	市営駐車場	半額免除

◎本人および家族からの申請を受け、状況に合わせて舞鶴市が支給決定するサービスです。



5. 障害福祉サービスについて

	制 度	内 容
①	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴や排泄、食事の介護等を行う。
②	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う。

6. 児童通所支援について

	制 度	内 容
①	児童発達支援（対象：未就学児）	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
②	放課後等デイサービス （対象：就学児童）	授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流を行う。
③	保育所等訪問支援 （対象：就園児および就学児童）	専門職員が保育所や幼稚園、認定こども園、学校等を訪問し、集団生活適応のための支援や支援者への助言、指導等を行う。

7. 相談支援事業について

	制 度	内 容
①	相談支援事業	児童通所支援等を利用する児童や保護者の方の思いや願い、1週間の生活スタイルをもとに、児童支援利用計画の作成および見直し（モニタリング）を行う。

◎育児や発達全般に関する相談・支援を受けるサービスです。

8. その他、関係機関の事業について

	関係機関	内 容
①	舞鶴市こども家庭センター	育児や発達に関する個別相談や乳幼児健診後のあそびの教室（未就園児対象）を実施。
②	舞鶴市乳幼児教育センター	幼稚園・保育所・認定こども園を巡回し、支援方法等へのアドバイスを 行う。 未就園児とその親を対象とした集団生活を体験する場の提供。年中・ 長児とその親を対象としたソーシャルスキルを体験する場の提供。
③	舞鶴こども発達支援施設 さくらんぼ園	発達全般に関する個別相談に応じる。
④	京都府立舞鶴支援学校 トータルサポートセンター	所属園・校の教職員を通じて、学習面や生活面での困りごと・気になること、特別支援教育に係る相談に応じる。
⑤	障害者就業・生活支援センターわかば	18歳以上の方を対象に、仕事やその仕事を支える暮らしについての相談に応じる。
⑥	舞鶴市障害者生活支援センター	各種福祉サービス、福祉支援制度に関する相談に応じる。
⑦	舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	聴こえに障害のある方（こどもから大人まで）の日常生活について相談に応じる。
⑧	障害者地域生活支援センター ほのぼの屋	各種福祉サービス、福祉支援制度に関する相談に応じる。
⑨	地域生活支援センターみずなぎ	障害のある方や障害のあるこども、そのご家族の相談に応じる。



Q 小学校に入学する前にこどもの学校生活等に関する相談をしたいときはどうすればいいの？

A 就学前になったら、学校ごとに「就学時健診」(教育委員会から郵送案内。毎年11月頃に実施)を受けていただきます。そこで個別に相談する場が設けられていますので、希望者は申し出てください。

Q 教育支援委員会って何？

A 教育支援委員会は、幼稚園・保育所・認定こども園からの申請を受けて教育相談を行います。教育相談では、発達検査や面談を通して、幼稚園・保育所・認定こども園、保護者とともにこどもの教育的ニーズを把握・共有し、こどもの発達や特性に応じた就学先について、検討・助言を行います。教育相談は就学前の7～8月頃に行われますので、申請については幼稚園・保育所・認定こども園にご相談ください。

Q 通級指導教室って何？どこにあるの？

A 通級指導教室とは、ことばや発達などに課題のあるこどもに対し、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行うものです。ことばや発音の指導、体づくりやゲームなどこどもの状況に合わせた指導を行っています。東地区の小学校は新舞鶴小学校・倉梯小学校・志楽小学校、中・西地区の小学校は明倫小学校・余内小学校・中筋小学校へ通級します。中学校では青葉中学校・白糸中学校・城南中学校・城北中学校に設置されています。

Q 特別支援学校って何？

A 京都府立舞鶴支援学校は、平成17年に開校され、小学部から高等部までの知的障害や肢体不自由などの障害のある児童・生徒が通学しています。行永分校(小学部・中学部)には、隣接する舞鶴医療センター及び舞鶴こども療育センターに入院・入所している児童・生徒が通学しています。

Q 特別支援教育コーディネーターって何？

A 特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担うものとして、位置づけられています。幼稚園・保育園・認定こども園で同様の役割を担うのは、「発達支援コーディネーター」です。

Q 特別支援教育支援員って何？

A 小・中学校において発達障害等のある児童・生徒に対して、学校生活や学習活動上のサポートを行います。この支援員は、実態に応じて学校に配置されます。幼稚園・保育園・認定こども園で同様の役割を担うのは、「発達支援員」です。



Q 個別(教育)支援計画、移行支援計画って何？

A 個別(教育)支援計画は、関係機関が連携して、保護者と一緒にこどもの成長と発達に係る長期・短期的な目標をたて、その目標に向かって各機関がどう関わっていくかを表す計画です。移行支援計画は、保護者・こどもの希望やニーズによって次の機関(学校など)への移行をスムーズに実現するために、関係機関が連携する計画です。市内の全幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校で取り組んでいます。

Q 放課後等デイサービスって何？

A 授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流を行います。学校教育法に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している児童が対象となります。

Q 保育所等訪問支援って何？

A 幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めた施設を訪問し、児童に集団生活適応のための支援や、訪問先施設のスタッフに対する支援方法等の指導等を行います。

Q 身体障害者手帳の申請手続きはどうすればいいの？

A 申請には医師の診断書が必要です。身体障害者手帳に該当するか主治医に確認してください。診断書の様式は市役所(子育て応援課、西支所)でお渡しします。診断書ができましたら、顔写真(縦4cm×横3cm)と印鑑を持参して同窓口で申請してください。申請から手帳交付までは約2カ月程度かかります。

Q 療育手帳の申請手続きはどうすればいいの？

A 顔写真(縦4cm×横3cm)と印鑑を持参して市役所(子育て応援課、西支所)の窓口で申請してください(診断書は必要ありません)。その後、京都府北部家庭支援センター(福知山児童相談所)の判定面談を受けていただきます。申請から手帳交付までは約4カ月程度かかります。

Q 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているが、交通機関等の割引を受けるためにはどうすればいいの？

A JR・丹鉄運賃、タクシー運賃、バス運賃、航空運賃の割引は、利用時に手帳の呈示をしていただきますので、事前に申請手続きをする必要はありません。ただし、有料道路通行料金の割引については、割引申請およびETC利用申請をし、手帳所持者1人につき自家用自動車1台の登録が必要ですので、事前に市役所(子育て応援課、西支所)の窓口で申請手続きをしてください。